



# 吉田 忠智

Yoshida Tadatomo



# 吉田 忠智

Yoshida Tadatomo

◎吉田忠智さんは、2023年3月、参議院大分選挙区補欠選挙（4月実施）に立候補のため、参議院議員を辞職いたしました。よって3月までの議事録の掲載となります。

## ◎第210回国会 参議院 憲法審査会 2022年11月9日

### ◆吉田忠智君

立憲民主・社民の吉田忠智です。

日本国憲法が施行されて七十五年になりますが、一度も改正されていません。私は、改正されなかった理由が三つあると思っています。

第一は、改めて申すまでもありませんが、日本国憲法の内容がよくできているからであります。

第二は、国民が改正することを望まなかったからであります。

第三は、これまでの社会経済情勢の変化を踏まえ、多岐にわたる法律の制定や改正で補完してきたからであります。

例えば、自衛隊の活動についても、国際情勢の変化を踏まえ、厳しい議論を経て幾多の法整備が行われてきました。もちろん、二〇一五年の安保関連法における集団的自衛権行使容認は明らかに憲法違反であり、立憲民主党は安保法制の違憲部分の廃止を求めています。また、災害に備えて災害対策基本法が制定されています。

よく、ドイツでは六十三回も改正が行われていると比較されますが、ドイツでは本来法律に書き込むような細かい事項まで憲法に

入っているため、改正回数が多くなったと言われています。一方、日本国憲法は基本的で重要な事項を体系的かつ論理的に網羅しているため、立法で対処してきたと言えます。

私は、参議院憲法審査会が議論すべきことは、憲法を変えることではなくて、憲法を生かす、活用することだと思っています。

憲法九条違反については先ほど触れましたけれども、日本においても、貧困、格差の拡大によって、二十五条の生存権や十三条の幸福追求権が脅かされている厳しい実態がございます。

参議院憲法審査会では、これまでも憲法違反事案について議論され、幹事会協議事項として積み残された課題も多くあります。

また、新たな課題も出ています。安倍元総理の痛ましい銃撃事件をきっかけに浮上した旧統一教会問題、政治と宗教の問題、旧統一教会が自民党改憲案に与えた影響、また多くの問題のある国葬についても、憲法との関わりについてしっかり議論しなければなりません。

さらに、参議院独自の課題として、参議院選挙区合区問題、参議院緊急集会についても議論すべきです。

国民投票に関する課題についても積み残しになっています。CM、インターネット規制、最低投票率、公務員の国民投票運動など、二〇〇七年参議院附帯決議に盛り込まれた課題についても、今後の取扱いについて議

論する必要があります。

参議院憲法審査会では、これまで同様、良識の府、熟議の府として冷静かつ慎重な憲法議論を行うべきであると申し上げ、意見表明とします。

## ◎第210回国会 参議院 内閣委員会 2022年11月10日

### ◆ 吉田忠智君

立憲民主・社民の吉田忠智でございます。

この度、この臨時国会から内閣委員会の野党筆頭理事を仰せ付かりました。与党、森屋筆頭理事と緊密に連絡を取りながら、また委員長、理事、委員の皆さんの御指導もいただきながら、円滑かつ有意義な委員会運営になるように私もしっかり努めていきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

今日は、河野大臣に質問させていただきまします。また事務方の皆さん、また人事院総裁にも質問させていただきますが、まあ、次か、次の次か、総理大臣になるかもしれないと言われている河野大臣に質問できることを大変光栄に思っております。

また、河野大臣は以前、同職におられるときに、超過勤務手当の実績支給に向けての予算の増額にも努められました。また、非正規の職員の勤勉手当の支給に向けてもリーダーシップを発揮されました。そういう意味では、今日、是非踏み込んだ答弁をお願いを申し上げます。

さて、感染症対策や大規模災害への対応などに、常勤、非常勤という任用形態や、若年又は中堅、高齢層という世代の違いを問わない全ての職員の奮闘がなされているというの

が今日の職場実態でございます。

そのような下で、本年の人事院の調査による月例給の官民較差は〇・二三%、九百二十一円という、まあ額としては小さいものでありましたけれども、先ほど御議論もありました、人事院に聞いてくれという河野大臣の答弁もございましたけれども。

人事院にお伺いしますが、どのような考え方に基づいて、今回、初任給及び若年層に限定した、三十歳代半ばまでの職員が在籍する俸給月額、三十代半ばまでしかベアがなかったわけでありましてけれども、ないわけでありましてけれども、こうした俸給月額の引上げを勧告されたのか、まず伺います。

### ◆ 政府参考人 佐々木雅之君 (人事院事務総局給与局長)

お答えいたします。

近年、民間企業等と人材獲得競争が熾烈になる中、国家公務員採用試験の申込者数は減少傾向にある一方、若年層職員の退職者数は増加傾向にあり、公務における人材の確保は厳しい状況でございます。

こうした状況を踏まえ、近年、給与勧告において引上げ改定を行う場合には、人材確保の観点や民間企業における初任給の状況等を

考慮し、初任給及び若年職員の給与水準の改善を重点的に行っております。

このような考え方にに基づき、本年におきましても、委員御紹介のとおり、相当額の初任給の引上げを行うとともに、三十歳代半ばまでの職員が在職する号俸について改定を行うこととしたところでございます。

#### ◆ 吉田忠智君

その上で、非常勤職員の給与改定について伺います。

本年の人事院勧告が、初任給及び二十歳代半ばに重点を置いて、若年層の俸給月額の上上げを求めたこととの関係におきまして、人事院の非常勤給与決定指針が、類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号俸の俸給月額を基礎とするとしていることから、非常勤職員について、常勤職員の初任給の引上げと同等の基本となる給与の上上げが各府省において当然に行われるものと理解をしておりますけれども、その認識を伺います。

#### ◆ 政府参考人 佐々木雅之君 (人事院事務総局給与局長)

お答えいたします。

委員御指摘のとおり、人事院が発出しております非常勤職員の給与に関する指針におきましては、基本となる給与について、当該非常勤職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号俸の俸給月額を基礎として決定する旨規定しております。

本年の人事院勧告におきましては、常勤職員の月例給について初任給及び若年層の俸給月額を引き上げることとしたところでござい

まして、これを踏まえて常勤職員の給与改定が行われれば、非常勤職員の給与についても常勤職員の給与との権衡を考慮し、適切に改定されるべきものと考えております。

#### ◆ 吉田忠智君

官民較差をどう配分するかにつきましては、本年は人材確保となお低位に置かれている非常勤職員の処遇改善を優先した措置と、そのように思っておりますけれども、極めて小さい官民較差であっても、人事院は、公務の実態や職場の実情も十分に考慮して、丁寧に労使の意見を聞いた上で配分を判断する必要があることを改めて指摘をしたいと思えます。

ところで、常勤職員に準じている非常勤職員の基本となる給与の改定時期、問題は改定時期でございます。平成三十年十月の内閣人事局の調査によれば、遡及して改定が四・五％、僅か四・五％です。そして、施行の当月又は翌月の基本となる給与改定が九〇・一％、これが一番多い。次年度四月の基本となる給与改定が三・八％。改定しないというところも一・七％あります。

常勤職員が四月に遡及して改定していることから、極めて問題であるということは当時から指摘されているところでありますけれども、その後改善が図られているのかどうか、内閣人事局に伺います。

#### ◆ 政府参考人 窪田修君 (内閣官房内閣人事局人事政策統括官)

お答えいたします。

御指摘のように、三十年の調査において、九割の、九割超の非常勤職員について、その

とき、その前年の二十九年に各府省で申合せをしております、当面、遅くとも改正法の施行月の翌月の給与から改定するということを申し合わせております、九割超の非常勤職員について、その当面の目標について達成されているということを確認しております。

その後、ここ二年間は、特に月例給の引上げについて人事院の勧告も行われておりませんので、特段の状況等を調査は行ってございません。

#### ◆ 吉田忠智君

幾ら改定がないといっても、やっぱり、この間の努力はやっぱり必要ではなかったかと思えます。

河野大臣に質問します。

河野大臣は、八月十二日の就任時の記者会見においてこのように述べられております。期間業務職員の方々にもっと能力を引き出してもらい、一般職、総合職との業務の切り分けというものをきっちりとし、期間業務職員の採用のための予算を概算要求の中にきっちり入れてくれということは各省庁に対して指示をしたいと思っておりますと言われました。これは、期間業務職員を含めた非常勤職員について、行政運営に欠くことのできない存在として改めてその役割を期待されたものと思えますが、当然それに応じた適正な処遇への改善も大臣自身が考えてのことだと、そのように思います。

給与の改定について、非常勤職員だけが四月に遡及しないというのは、同一労働同一賃金の原則からも明らかに不合理であります。各府省において非常勤職員との権衡から本年

四月に遡及して非常勤職員の給与の引上げが遅滞なく確実に行われるということについて、是非河野大臣にリーダーシップを発揮していただきたいと思いますが、是非前向きな答弁をお願いします。

#### ◆ 国務大臣 河野太郎君 (国家公務員制度担当)

非常勤職員の給与の改定が常勤職員と同様に行われるのが基本だと思っております。

先ほど内閣人事局から答弁がございましたように、ここしばらく引上げがなかったものですから実態の調査というのできておりませんので、まずは実態をしっかりと調査し、把握をした上で、必要ならば申合せを改定をして、きっちりと四月に遡及をさせるということを徹底していきたいと思っております。

#### ◆ 吉田忠智君

大変前向きな答弁をいただきました。

もう改めて申すまでもなく、非正規の公務員の皆さんが本当に懸命に頑張っていただいております。本来であれば正規の職員でしっかりやっていたかなければなりませんけれども、この間の行政改革等によってこういう実態になっておりますから、同一労働同一賃金の観点から、実施時期についても先ほど河野大臣から前向きな答弁をいただけましたので、答弁どおりできるようにお願いをしたいと思います。

続きまして、現下の物価高への対応について質問させていただきます。

ちょっと時間が押してきましたので、ある程度まとめてもう質問をさせていただきます。通告の括弧一番から括弧三番まで一括し

て質問をいたします。

まず、人事院の報告及び勧告の根拠とされる国家公務員法二十八条の情勢適応の原則は、勤務条件決定の基準として、社会経済上の一般情勢の変化に応じて機動的に定められるべきであるものということを表示したものとされていますが、これを人事院が具体化するに際しての基本的な考え方について。

また、この間、過去二回、複数回ですね、報告又は勧告を行ったことがございます。その行われたことについての事実と、それから背景と理由、どのようなものであったのか。

また、三番目として、情勢適応の原則を具体化するに際しての基本的な考え方とされる官民均衡、具体的には民間準拠の原則の下で、人事院の給与に関する報告、勧告における月例給に関する民間給与及び国家公務員給与の対象となる時点を四月としているのはどのような理由によるものか、伺います。

#### ◆ 政府参考人 佐々木雅之君 (人事院事務総局給与局長)

お答えいたします。

国家公務員の給与について、国家公務員法第二十八条は、国会において社会一般の情勢に適応するように随時変更することができるものとしており、人事院に対し、その変更の際に勧告することを怠ってはならないとしております。また、国会及び内閣に対し、毎年、少なくとも一回、俸給表が適当であるかどうかについて報告を行う責務を人事院に課しております。

この情勢適応の原則に基づき、人事院は、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させるという民間準拠を基本と

して給与勧告を行っております。これは、公務員の給与は、その時々を経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間給与に準拠することが合理的な選択だと考えられることによるものでございます。

それから、過去、複数回の勧告、報告を行った例ということでございますけれども、昭和四十九年と平成二十一年の事例がございます。

昭和四十九年におきましては、いわゆる第一次オイルショックの影響によりまして同年四月の消費者物価が対前年同月比で二三・七%上昇するなどしていたことから、民間給与実態調査に基づく給与改定が行われるまでの間の月例給に係る暫定的な措置として全職員の俸給月額を一〇%引き上げる勧告を五月に行った後、七月に改めて勧告を行っております。

平成二十一年におきましては、世界的な金融危機を発端とした景気の急速な悪化の影響により、いわゆる春闘期におきまして民間の夏季一時金が大きく減少することがうかがわれたことから、臨時に特別調査を実施して民間の夏季一時金の決定状況を把握した上で、特別給に係る暫定的な措置として六月期の期末・勤勉手当の支給月数の一部を凍結する特例措置を講ずる勧告を行っております。

それから、四月を調査をしているという理由でございますけれども、民間におきましては、主として三月のいわゆる春闘期に賃金改定に関する労使交渉が行われていることから、月例給について春闘期の四月分の給与を調査し、これに基づき官民比較を行った結果を公務員給与に速やかに反映させるため、八月に勧告を行っているところでございます。

#### ◆ 吉田忠智君

通告の四番、五番はちょっと飛ばしまして、まあ生計費の考え方を私は質問するつもりでありましたが、そういうことも考慮して、物価が非常に上がっておりますので、対前年で三%、まあ実感としてはそういうものではないと思いますけれども。

で、通告六番、人事院総裁に伺います。

八月八日の報告以降、具体的にどのようにそうした状況を注視して、その結果に基づく対応はどのようになっているのか、どのようにお考えか、伺います。

#### ◆ 政府特別補佐人 川本裕子君 (人事院総裁)

お答え申し上げます。

人事院としては、八月に給与勧告、報告を行った後も、各種の労働経済指標等を通じて民間における賃金、雇用情勢や物価の動向などを注視しており、例えば消費者物価指数は四月以降二%以上の上昇となっており、九月は前年同期比で三%の上昇となっているもの

と承知しております。

人事院としては、引き続きこれらの労働経済指標等の動向や今後の民間給与の状況などを注視してまいります。

#### ◆ 委員長 古賀友一郎君

時間が来ておりますので、おまとめください。

#### ◆ 吉田忠智君

はい。

最後、河野大臣に質問する予定でありましたけれども、時間が来ておりますので、今後の一般質疑でまた取り上げたいと思います。

いずれにしても、総理は構造的な賃金引上げと言われておりますから、公務員それから民間の賃金引上げの好循環をいかにつくっていくのか、それは人事院も内閣人事局も私は責任を担っていると、そのことを改めて申し上げます。

ありがとうございました。

### ◎第210回国会 参議院 内閣委員会 2022年12月6日

#### ◆ 吉田忠智君

立憲民主・社民の吉田忠智でございます。今日はどうぞよろしく申し上げます。

私事でございますが、新型コロナウイルスに感染をいたしました。十一月の二十三日から二十九日まで七日間、自宅療養させていただきました。その間、十一月二十四日に内閣委員会が開かれまして、やむなく欠席をさせていただきまして、差し替え対応をお願いを

いたしました。その際、御配慮、御協力いただきました皆様に、この場をお借りをしまして改めて感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

まあ、幸か不幸か、いいか悪いか分かりませんが、私も感染を経験をさせていただきましたので、その経験を踏まえて、後ほど現下の新型コロナウイルス対策について質問をさせていただきます。

その前に、今日は官房長官に出席をいただきました。安保関連三文書に関する諸課題について三点ほど、四点、質問させていただきたいと思います。

政府が現在検討し、今月中旬にも閣議決定が目される、国家安全保障戦略、中期防衛力整備計画、そして防衛政策大綱、いわゆる安保関連三文書に関し、自民、公明両党は、二日、自衛目的で他国領域のミサイル基地などを破壊をする反撃能力、敵基地攻撃能力を保有すると合意したと報じられております。

このことについて、松野官房長官は、十二月二日午後の記者会見で記者からの質問に対し、政府としては、そうした与党間での議論を踏まえ、いわゆる反撃能力についても検討を加速し、年末までに結論を出す考えであります、いわゆる反撃能力の検討も含め、防衛力の抜本的強化について国民の皆様の御理解をいただくことは重要であり、今後とも丁寧に説明してまいりたいとお答えになっておられます。

反撃能力を有するという事は、日本がこれまで平和憲法の下で取ってきた専守防衛を揺るがしかねない政策の大転換となり、隣国を始めとする諸外国の危機をあおり、軍拡競争を加速することになると考えますけれども、改めて政府の要である官房長官の見解を伺います。

#### ◆ 国務大臣 松野博一君（内閣官房長官）

吉田先生にお答えをさせていただきます。

ミサイルなどの技術が急速なスピードで変化、進化するなど、安全保障環境は急速に厳しさを増しており、我が国はこれらに対応しなければならぬ状況に置かれています。

こうした中で、いわゆる反撃能力は、国民の命や暮らしを守るために十分な備えができていないかと、問題意識の下、あくまで抑止力を高め、ミサイルなどによる攻撃の可能性を一層低下させるために検討しているものであります。また、この検討は憲法及び国際法の範囲内で日米の基本的な役割分担を維持しつつ進めており、今後とも専守防衛は堅持していく考えであります。

#### ◆ 吉田忠智君

確かに、ロシアによるウクライナへの侵攻、そして北朝鮮による度重なるミサイル発射、また台湾をめぐる状況、これは多分に、例えばアメリカのペロシ下院議長が台湾を訪れたり、あるいはアメリカの議員が台湾に行きましたけれども、多分にこれは中間選挙を意識した動きではなかったかと私は見ておりますけれども。

そうした中で、国民の防衛に対する意識が高まっているということは、私もいろんなところでお伺いをして話を聞いて感じますけれども、だけど、こういうときにこそやっぱり冷静な私は議論が必要だと、安全保障のジレンマと言われるように、軍拡競争は果てしがないわけでありまして。

昨日、今日の朝刊にも、五年間で約四十三兆円の防衛費、従来の一・五倍にする。岸田総理も最初に額ありきじゃありませんと言いながら、額が先に来てそういう議論が進められている。そのことはやっぱり極めて問題だと思っております。

平和憲法を堅持をして、G7の中で日本は唯一のアジアの国であります。そして、唯一の戦争被爆国であります。そうした日本の立



場をしっかりと踏まえた、改めて、ぎりぎり、十二月十六日も言われておりますけれども、残念ながらこれは三文書とも閣議決定でございまして、内閣の判断で決定するという事で、これだけ重要なことが、まあいろいろ御意見がこの間ありましたけれども、国会で十分な議論がなされない、そして決定をされるということ自体が私は問題であると思っておりますけれども、そのことを踏まえて、改めて冷静な議論、専守防衛に徹するという観点からの議論を強く要請をしたいと思います。

次に、二番目ですが、沖縄防衛集団、仮称と、沖縄の基地負担軽減について伺います。

十二月四日の報道によれば、防衛省は、那覇市に司令部を置く陸上自衛隊第十五旅団を増強し、二〇二七年度までをめぐり沖縄防衛集団、仮称として新たに編成する検討に入った、南西諸島防衛の強化の一環で、月内に閣議決定する防衛力整備計画、現中期防衛力整備計画に編成方針を盛り込む方向だ、有事に住民を退避させる国民保護の強化や、侵攻の前後に相手国が偽情報を拡散するなどして住民を動揺させる認知戦への対処も狙う見通しだと報じられています。

沖縄での部隊増強、この間、離島における増強も行われてきました。そうした部隊の増強は、中国を過度に刺激し、有事で標的となるおそれを増しかねないとの指摘が出る可能性も、まあ既に出ておりますけれども、あるわけであります。

この増強により、台湾有事を想定した共同作戦で、自衛隊が米軍の先兵として一層大きな役割を担わされる可能性がある。さらに、今後、九州に配備されている陸上自衛隊の水陸両用作戦部隊、水陸機動団の一個連隊を沖

縄に移駐させることも考えられる。台湾は内政問題との立場を貫く中国の反発を強める懸念があると。緊張を高め、有事の際に沖縄が戦場になるリスクは更に高まるとの専門家の指摘もございまして。

そこで、沖縄基地負担軽減担当でもあります松野官房長官に二点目を伺いますけれども、このような沖縄への兵力増強は沖縄への新たな基地負担増になるのではないのでしょうか。沖縄の基地負担軽減という視点で、政府でどのように考えておられるのか、伺います。

#### ◆ 国務大臣 松野博一君（内閣官房長官）

お答えをさせていただきます。

南西地域の防衛体制の強化については、年末の新たな国家安全保障戦略の策定に向けて現在検討を進めているところであり、その内容についてはお答えを差し控えさせていただきます。

その上で、南西地域への部隊配備について申し上げますと、力による現状変更を許容しないとの我が国の意思を示し、島嶼部への攻撃に対する抑止力、対処力を高め、国民の安全、安心につながるものであり、また、部隊配備によって大規模災害や国民保護における対応の迅速化にもつながるものと考えます。

政府としては、地元の皆様からの御理解、御協力をいただけるよう、引き続き丁寧な説明に努めていくことが重要であると考えています。

#### ◆ 吉田忠智君

官房長官が今国民保護というお言葉もありましたけれども、次に、国民保護と地方負

担、地方自治体の負担について質問いたします。

有事に住民を避難させる国民保護の強化ということで検討されているということでございますけれども、国民保護法に基づく保護計画が二〇〇五年度に全ての都道府県に、二〇〇六年度以降にはほとんど全ての市区町村で策定されてきたとはいえ、所詮これは絵に描いた餅、機能しない計画になるおそれが高いと言われております。人員削減で、この間の行政改革で一層業務が逼迫している地方自治体に、戦争への備えと住民保護を行う人的余裕は率直に申し上げてありません。

国民保護は政府主導、防衛省主導で考えるのではなく、あくまでも地方自治体の意見を取り入れ、そして必要な予算や人員をしっかりと確保して計画をやり直すべきというふうに考えますけれども、官房長官の見解を伺います。

#### ◆ 国務大臣 松野博一君（内閣官房長官）

お答えをいたします。

南西地域の防衛体制の強化については、先ほど申し上げましたとおり、年末の新たな国家安全保障戦略の策定に向けて現在検討を進めているところであり、その内容についてお答えは差し控えさせていただきたいと思えます。

その上で、国民保護法上、国、地方公共団体、指定公共機関等が連携して国民保護に当たることとされており、有事の際に住民の避難等をできるだけ早く実現するため、平素から地方公共団体も含めた関係機関が連携して必要な訓練、検討を進めることが重要と認識をしております。

政府としては、引き続き、地方公共団体の御意見も踏まえながら、連携の推薦、失礼しました、連携の推進、改善策の検討などにしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

#### ◆ 吉田忠智君

先日、沖縄県の自治体議員の皆さんにも御意見を聞きましたけれども、もし有事となったときにはもう避難できない、国民保護計画を作ってもどうにもならないという悲痛な声もいただきました。いずれにしても、そうした状況が起こらないような努力が必要だと考えております。

その上で、最後に、危機管理メカニズム等の構築、危機管理メカニズム構築と戦争防止のための外交について伺いたいと思えます。

もう台湾有事は絶対あつてはならないというのは、もちろん官房長官も政府の皆さんも共通した認識だと思います。しからば、どういう形でその回避をしていくのか。防衛、南西諸島の防衛を強化して、今政府がやっているようなそういう備えをして抑止力を高めるんだと言いますが、結局それが中国を刺激することになるのではないかと。アメリカもこれからまた大統領選挙が近づきますとどう動くか分かりませんが、いずれにしても、まだそういう、まだいいですか、台湾有事を防ぐための日本政府の努力がやっぱり見えない、外交努力が見えないと率直に申し上げたいと思えます。

そして、戦争というのは、もうこれまでの経験でございまして、何らかのきっかけで発生し得るものでありまして、私もかつて社民党の党首をしておりましたときに中国

を訪問して、当時のナンバーフォーでありました兪正声先生と会談をさせていただきました。やっぱり危機管理メカニズムが大事ですよねと。

もう一触即発の状況は絶対招かない、そうした連携強化、最近政府の関係者に聞いたから、なかなか十分できていないというふうに聞いておりますけれども、そうした危機管理メカニズムをいかに徹底していくのか、そして台湾有事を招かない外交をどのように進めていくのか、最後に官房長官に伺います。

#### ◆ 国務大臣 松野博一君（内閣官房長官）

お答えをいたします。

台湾海峡の平和と安定は、我が国の安全保障はもとより、国際社会の安定にとっても重要であります。台湾をめぐる問題が対話により平和的に解決されることを期待するというのが従来から一貫した我が国の立場であります。この点、これまでも、日米やG7を始め各国との間で台湾海峡の平和と安定の重要性について一致しています。

先般の日中首脳会談においても、岸田総理から習近平中国国家主席に対し、台湾海峡の平和と安定の重要性を改めて強調したところであります。こうした立場を中国側に直接伝えるとともに、各国の共通の立場として明確に発信していくことが重要と考えます。

加えて、先般の日中首脳会談では、防衛当局間のホットラインの早期運用開始や、日中安保対話等による安全保障分野における意思疎通を強化していくことで一致いたしました。

日中両国の間には隣国であるがゆえに様々な問題もありますが、今後とも、首脳レベル

を含め、あらゆるレベルで緊密に意思疎通を行い、主張すべきは主張し、責任ある行動を強く求めつつ、諸懸案も含めて対話をしっかりと重ね、共通の課題については協力する、建設的かつ安定的な関係の構築を双方の努力で進めていきたいと考えております。

#### ◆ 吉田忠智君

改めまして、平和憲法を持つ日本の冷静な外交政策の見直しを求めますとともに、徹底した外交努力を要請をしておきたいと思えます。

それでは、続きまして、新型コロナウイルス対策について質問をさせていただきます。

私も、夕方、熱が三十八度九分出まして、自分の自宅で体温を測りました。で、研究用の、インターネットで買った抗原検査キットで自分で検査しましたら陰性でございました。ただ、ちょっと心配なものですから発熱外来にお願いをして、夜診てくれまして、そして、精密な抗原検査をしたら、一時間以上掛かったんですけど、結果が出るまで、陽性と、陰性じゃなくて陽性ということになりました。そして、モルヌピラビル、抗ウイルス薬を処方していただきました。五日間、朝夕四錠ずつ飲みました。カロナールも処方していただきましたけれども、結果的に飲みませんで、次の日もう三十六度台に熱が下がりましたので、結局解熱剤は飲まずに済みました。

風邪のひどいときの症状がほとんどでございまして、熱は下がりましたけれども、せき、喉の痛み、鼻水、それがずっと続きました。今、時々せきが出るというのが私の今の現状でありますから、それほど後遺症は残っ

ていないということでございます。

発熱外来から保健所にすぐ連絡をいただきまして、次の日、保健所の看護師さんから、多分保健師さんじゃなかったと思います、看護師さんから電話がございました。そして、次の日から東京都健康フォローアップセンターの看護師さんから毎日電話、三日目から私もMy HER-SYSに自分で入力しまして、それを東京都の健康フォローアップセンターの看護師さんが見て、それで症状はいかがですかということをお願いして、七日目に電話でやり取りをして、もうあしたから現場に、職場に復帰していいですよという承認をいただいて、何とか回復をしたということでございます。

私の場合は、妻とそれから秘書の皆さんにサポートしていただきましたから自宅療養に困難はありませんでしたけれども、これはやっぱり、一人で例えば東京都内で暮らしておられて、感染して、そして療養生活を送られるというのは、いや、随分不安ではないかなと、食料などの買い出しも含めて、改めて私も経験してそのように感じたところでございます。

コロナウイルスとの闘いも三年に、約三年に近くなりました。東京都においても、全国そうだと思いますが、都道府県、市区町村、自治体も一定のこれまでの経験を踏まえて非常にシステム的には整備されてきたということを私自身は実感いたしました。

昨日時点の全国の感染者が二千五百二十九万九千九百十八人ということでございます、国民の二〇・五%、まあ二回かかった人はちょっと計算に入れていませんけれども、四・八七人に一人と。先般、厚

生労働省が発表したいわゆる抗体率、抗体保有率ですね、これは全国は二六・五%ということが公表されています。沖縄が四六%、やっぱり感染者が多かった沖縄県ですから高くなっているのかなと。長野などは一〇%弱という、これ、新聞報道でございますけれども、見させていただきました。

要は、第一次感染の入口と言われておりますけれども、これを、いかにこの山を小さくしていくのか、年末年始で人が集まる時期になりますから。そして、もう山を極力小さくしてこの第八次を乗り切ったら、もうほかのインフルエンザなどの感染症と同じような扱いができるように、対応ができるようにするというのがこれからのやっぱり対策の私は眼目ではないかと思っております。

それで、官房長官のちょっと日程の関係で、先にワクチンの質問をさせていただきます。

政府の十二月五日時点の公表された数字を見ますと、全体の三回目接種完了者が六七・一%、高齢者は九〇・九%。さすがに高齢者は高いと。それから、オミクロン株対応のワクチンの接種回数が二一・三%と。特に若い人の感染が、なかなか伸びないということも聞いておりますし、政府は、岸田総理も一日百万回を目指すんだと言われておりましたけれども、どうも百万回に行った日はなかったようでありますけれども。

現下のどうしてワクチン接種は思うように進まないのか、その原因と、そして、今後どのように接種、私はやっぱり接種は有効だと考えている立場でございますけれども、ワクチン接種をどのように進めていかれるのか、担当である官房長官に伺います。

◆ **国務大臣 松野博一君（内閣官房長官）**

お答えをさせていただきます。

九月から接種を開始したオミクロン株対応ワクチンにつきましては、当初、前回の接種から少なくとも五か月以上の間隔を空けることとされており、接種時期が来ていない方が多くいらっしゃいました。また、接種の開始以降、ワクチンの効果や副反応について積極的に周知してほしいとの要望が自治体などから多く寄せられたところであります。

その後、十月下旬に接種間隔が五か月以上から三か月以上に短縮され、多くの方が年内に接種時期を迎えることとなったとともに、政府として一層の広報強化に努めてきました。こうしたことを受け、新型コロナワクチンの接種回数は増加傾向にあり、十一月後半の週末には一日当たり接種回数が百万回近くに達しています。また、全人口に対するオミクロン株対応ワクチンの接種率も、昨日公表時点で二一・三％となっており、G7のうち接種率を公表している六か国の中ではイギリスに次ぐ高い水準となっています。

引き続き、テレビCMやSNS、ウェブ動画など様々な媒体により情報発信に努めるなど、希望する全ての対象者が年内にワクチン接種を受けられるよう取り組んでまいりたいと考えております。

◆ **吉田忠智君**

私の身の周りの人も、副反応がひどかったからちょっともう接種はしたくないと言われる方が結構多いんですね。また、最近は重症化率が下がってきたものですから、このコロナも、ですから、もうわざわざ接種しなくてもいいやという意見が結構あるんですけど、

そうした声を踏まえて、官房長官としてはどのようにしたら接種が進むと思われますか。

◆ **国務大臣 松野博一君（内閣官房長官）**

お答えをさせていただきます。

今、ワクチンの接種についての意識について先生から御質問をいただきました。

若い方であっても重症化する方もいらっしゃいますし、また後遺症で苦しんでいらっしゃる方もいらっしゃいます。そういったことをしっかりと広報に努めるとともに、地方自治体、医師会、また大学等を始めた、教育機関、企業等も含めて、若い層に向けてのワクチン接種の推進を今お願いをしているところでございまして、政府としてしっかりと継続的に取り組んでいきたいと考えております。

◆ **吉田忠智君**

是非、接種促進に向けて、官房長官も御多忙だと思いますが、陣頭指揮を執って取り組んでいただきたいと思います。

それでは、松野官房長官は御退室いただいて結構でございます。

◆ **委員長 古賀友一郎君**

松野官房長官は御退席いただいて結構です。

◆ **吉田忠智君**

続きまして、今後の感染の見通しについて伺います。

私も、先ほど私の経験を通して申し上げましたけれども、政府として、現下の様々な諸情勢を踏まえて、今後の感染についてどのよ

うな見通しを持っておられるのか、今日は厚生労働副大臣にもおいでいただきましたが、答弁をいただきたいと思います。

#### ◆ 副大臣 伊佐進一君（厚生労働副大臣）

新型コロナの全国の感染者数につきましては、十月の中旬頃から増加に転じておりまして、現在も引き続き増加が継続しております。

先週十一月三十日に、厚生労働省のアドバイザリーボードでは、北海道ではこの夏の感染拡大の最高値を超えた後に足下では減少に転じているという一方で、首都圏、また近畿、九州、沖縄などでは、十万人当たりで全国を下回ってはおりますが、増加幅は全国よりも大きい傾向にあるということで、今地域差があるという評価がございます。

今後につきましては、変異株の置き換わり、あるいは接種機会がこの年末に、年末年始に向けて増加していく、さらには季節性のインフルエンザについても一部の地域で増加傾向が継続しておりますので、感染動向に注意が必要であるというふうに思っております。今後も引き続き感染動向を注視してまいりたいというふうに思っております。

#### ◆ 吉田忠智君

ありがとうございました。

私の資料の二ですね、直近の感染状況の評価等ということで、今、伊佐厚生労働副大臣から答弁がございましたけれども、十万人当たりの感染者、北海道が一番高いということでございます。沖縄が一番、二百八人で、十万人当たり、低いというのは、先ほど抗体率の、保有率の話もしましたけれども、かな

り抗体保有、持たれている方が多いのではないかというふうに感じました。それから、北の方がやっぱり感染者が多いのは、やっぱり冬になって、感染が非常に、換気、換気やりにくくなっているということが起因しているのではないかと思います。

御覧のとおり、病床使用率が五〇%を超えているのは十八県ございまして、現時点でもかなり病床は逼迫の状況に近づいているというふうに考えております。

そういう認識に立って、次の質問ですが、新型コロナウイルス感染症対策分科会が決定した、今秋以降の感染拡大で保健医療への対応の負荷が高まった場合に想定される対応におけるレベル分類ということで、お手元の資料の一ですね、表裏でありますけれども、これを御覧をいただきたいと思っております。

この感染症対策分科会においてこれがまとめられたわけでございます。保健医療の負荷状況に応じて、感染小康期、レベル1、感染拡大初期、レベル2、医療負荷増大期、レベル3、医療機能不全期、レベル4に分類した上で、医療負荷増大期においては、感染が著しい都道府県は、地域の実情に応じて医療ひっ迫防止対策強化宣言を行い、住民に対して大人数の会食や大規模なイベントへの参加見合せ等の要請や呼びかけを行うことが考えられるとしました。また、感染拡大のスピードが急激な場合等においては、医療逼迫を回避するために、地域の実情に応じて医療非常事態宣言を行い、住民、事業者に対して、帰省、旅行の自粛要請を含めて外出、移動は必要不可欠なものに限ることを要請したり、イベントの延期等の慎重な対応を要請したりするなど、人との接触機会の低減についてより

強力な要請、呼びかけを行うこととしております。

こうしたレベル分類を行った背景と理由について、後藤大臣に伺います。

#### ◆ 国務大臣 後藤茂之君

##### (内閣府特命担当大臣《経済財政政策》)

季節性インフルエンザとの同時流行が懸念される中で、委員御指摘のとおり、十一月十一日のコロナ分科会取りまとめを踏まえまして、同十八日の政府対策本部におきまして、オミクロン株に対応してレベル分類を新たなものに見直した上で、感染が拡大し、保健医療への負荷が高まった場合にとり得る感染拡大防止措置を決定をいたしております。

元々、レベル分類につきましては、昨年十一月のコロナ分科会提言、新たなレベル分類の考え方を受けまして、医療の逼迫度をより重視する形に見直しを行っていたわけでございます。その前は、ステージということで、ステージ分類は感染状況でつくっておりました。

今回、こうした基本的な考え方を維持しながら、今夏の感染拡大において特に発熱外来や救急外来といった外来医療が逼迫した経験等を踏まえまして、オミクロン株に対応して外来医療等の状況に着目したレベル分類に見直すことといたしております。

現在、各都道府県において新レベル分類への切替えを進めているところでございまして、引き続き、地域をよく知る都道府県に緊密に連携をすることによりまして、迅速かつ適切に感染拡大防止措置を講ずることができるように対応してまいりたいというふうに考えております。

#### ◆ 吉田忠智君

ありがとうございました。

いずれにしても、このレベルが上がっていかないのが一番いいわけでありまして、こうした状況をいかに止めていくのかということが最大の眼目だと思っております。

次に、新型コロナウイルスとインフルエンザの同時検査キットについて質問をいたします。

薬局やインターネットでも買えるようにしたということとございまして、富士レビオというメーカーが初承認をされたということとございまして。

今後のこの同時検査キットについての取組について伺います。

#### ◆ 副大臣 伊佐進一君 (厚生労働副大臣)

この新型コロナと季節性インフルエンザの同時流行も想定した対策というものを講じさせていただいておりますが、その中で、同時検査キットのO T C化について、これ供給量に制約がございまして、ただO T C化が必要ではないかという御意見もいただいております。

様々な意見がございましたが、厚労省としては、医療逼迫の回避に資するといったことも考えられるという観点から、この新型コロナ対策の一環として、O T C化について、十一月二十二日には厚労省のアドバイザーボードで専門家の皆様から御意見を伺いました。また、その後、薬事・食品衛生審議会におきましてこのO T C化に係る要件をまとめたガイドラインについて御了承いただきまして、各製造販売業者が一般用検査キットについて承認申請することが可能となりました。

これを受けまして、昨日、十二月五日でございますが、先ほど委員も言及いただきました一つ目の製品の承認が行われたところでございます。今後、製造販売業者の準備が整い次第、薬局等への出荷が開始されるものというふうに承知をしております。

#### ◆ 吉田忠智君

ちょっとこれ、調べて分からなかったの伺いますが、政府参考人で結構ですが、一個幾らで買えるんですかね、分かりますか、今。

#### ◆ 政府参考人 鳥井陽一君 (厚生労働省大臣官房審議官)

お答え申し上げます。

これにつきましては、まだ承認手続の途中でございまして販売されておられませんため、価格が決まっておりません。

#### ◆ 吉田忠智君

これは、クリニックに行っただけで検査をすれば、これは保険適用になるんですかね。それから、市中で買えば一〇〇%負担ということになるわけでありませぬ。

キット、例えば東京都や大阪府は、インターネットで例えば抗原検査キットの申込みをすれば、それがもう一日、二日で自宅に届けられるというふうな仕組みができています。これは厚生労働省が直接なかなかできることではありませんので、それぞれ都道府県で、それから市区町村にも厚生労働省の方で事務連絡でも流していただいて、地方創生臨時交付金を活用して無料で検査ができるように、そういうことを是非やっ

ていただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

#### ◆ 副大臣 伊佐進一君 (厚生労働副大臣)

薬局等におけますこの検査キットの購入に関しては、医師あるいは診療、処方でないために保険適用になじまないということがございます。なかなか、現在ではその購入費用の補助を行うことは考えてございません。

コロナの検査は、リスクの低い方がまず自分で検査をしていただいて、その陰性、陽性で行動が変わるという枠組みを現在国の方からお願いをしております。そういう観点から、この自ら新型コロナの検査キットを購入することが困難な方も考慮いたしまして、有症状者等に新型コロナの検査キットを無料で配布する取組の実施する準備を行うように国から都道府県等に対して依頼をしまして、今現在多くの都道府県で対応していただいているというふうに承知をしております。

こうした取組含めまして、自己検査が円滑に行われますようにしっかりと都道府県と自治体と連携して取り組んでまいりたいというふうに思っております。

#### ◆ 吉田忠智君

是非この同時検査キットもそういう取扱いができるように、これは是非検討してください。今日はもう要請にとどめますけれども、お願いしたいと思います。

それから、インフルエンザ検査キットのところはちょっと飛ばしまして、発熱外来の体制整備について伺います。

新型コロナウイルスで三十万人、それからインフルエンザで四十五万人、トータル



七十五万人の一日ピークの感染者を想定して準備をされておられるということでございます。

この発熱外来、オンライン診療を含めた現在の準備状況についてお尋ねします。

#### ◆ 副大臣 伊佐進一君（厚生労働副大臣）

発熱外来につきましては、都道府県また日本医師会とも連携しながら、累次にわたって拡充の要請をさせていただいて、また必要な財政の面での支援についても強化に取り組んでまいりました。その中で、様々な方がしっかりとこの医療につながるように、発熱外来の診療時間のまず拡大をお願いする、箇所数も増加していただいて、そしてまた、かかりつけ患者以外の方にも対応をお願いするという取組でありますとか、あるいは電話診療、オンライン診療の体制強化にも取り組んでまいりました。

こうした強化、体制強化の現在の状況であります。先週十二月二日の取りまとめで公表させていただきました。その中では、今までと比較して最大診療能力が約十三万人分強化されまして、今現在約九十万人というふうになる見込みでございます。単純の積み上げとしましては、この政府が想定しておりますピーク時の受診見込み者数約七十五万人を今回九十万人ですので、一定程度上回る診療能力が確保される見通しということでございます。

#### ◆ 吉田忠智君

これ、厚生労働省から資料をいただきましたけれども、平日は最大九十万人、ただ、土曜日が五十五万人、日曜、祝日が二十三万

人なんですね。だから、土曜それから日曜、祝日がまだ対応できないという状況であります。

これはどのように今後体制を整備されていきますか。

#### ◆ 副大臣 伊佐進一君（厚生労働副大臣）

この医療の、医療提供をしっかりと確保していくということは、これは不断に取り組んでいかなきゃいけないというふうに思っております。

土曜、日曜日につきましても、例えば一つの医療機関だけではなくて、地域で連携してネットワークで対応していただくなどの取組を進めていただくよう、しっかりこれからも政府としても協力をお願いをしたいというふうに思っております。

#### ◆ 吉田忠智君

体制整備をしっかりと進めていただきたいと思っております。

それから、飲み薬、ゾコーバ、まあやっと特例承認ということになりました。ただ、非常に使い勝手が悪い、待望の国産飲み薬なんですけど、非常に使い勝手が悪いという声も聞いております。

このゾコーバについての現状、今後の取組について伺います。

#### ◆ 政府参考人 鳥井陽一君

##### （厚生労働省大臣官房審議官）

答弁の前に、先ほど同時検査キットの価格についてでございますけれども、承認手続中と申し上げましたが、承認は一部終わっておりますので、市場流通をまだしておりません

のでまだ決まっておらないということでございます。

そこで、ゾコーバでございますけれども、ゾコーバ使用対象者が、感染症学会のガイドラインにおきまして、重症化リスク因子のない軽症から中等症の患者のうち、高熱、強いせき症状、強い咽頭痛などの臨床症状がある者とされており。また、妊婦等には禁忌でございまして、複数の医薬品が併用禁忌となっております。このために、必ずしもコロナの患者様全て、患者さん全てに処方されるものではございません。

確保につきましては、当面は供給量も限られることから、まずは厚生労働省が確保することといたしております。現時点で最大可能な量として百万人分を確保しております。これは本剤の使用対象者が先ほど申し上げた患者に限られることですか、あと新薬であること等を考慮しますと、当面十分医療現場のニーズに応えられるものではないと考えております。

引き続き、製薬企業や都道府県と連携いたしまして、使用対象者等の周知を図りつつ、円滑な配送等に取り組んでまいりたいと考えております。

#### ◆ 吉田忠智君

待望の治療薬でもございますから、しっかり禁忌、その辺は御留意をしていただいて、有効に使われるようにしていただきたいと思っております。

それから、二類から五類への見直しということで意見がいろいろ出てきております。また、先般の感染症法の改正の附則にもうたわれたところでございます。二類から五類への

見直しについてのいわゆる見直しのめどについて、今後の検討についてどのように取り組んでいかれるのか、伺います。

#### ◆ 副大臣 伊佐進一君（厚生労働副大臣）

二類から五類への見直しについてでございますが、これは今年の九月に、ウイズコロナに向けた新たな段階への移行の全体像というのをお示しをさせていただきました。その中では、例えば全数報告の見直しであるとか、あるいは療養期間の短縮と、実は既に相当の緩和を行って社会経済活動との両立を強化したところでございます。

先月の、先ほど委員の御指摘いただきました法案の審議の中におきましても、この改正案の中で感染症法上の位置付けの在り方について速やかに検討を加える旨の規定が追加されております。

現在、先日、十一月三十日の厚生労働省のアドバイザリーボードにおきましては、例えばこの感染法上の扱いについて、病原性、感染力あるいは変異の可能性をどう評価するかということや国民の皆様と理解を共有できるようにまず基盤づくりが必要だということで、このアドバイザリーボードで専門家の皆様にまず分かりやすい考え方を深掘りして示していただくようお願いしたところでございまして、総合的に早期に議論を進めてまいりたいというふうに思っております。

#### ◆ 吉田忠智君

いずれにしても、二類、五類の見直しにつきましては、公費負担については当面しっかり残していただきますようお願いしたいと思います。

この新型コロナウイルスの最後の質問ですが、消防の救急搬送困難事案の対応についてでございます。

全国消防職員協議会の説明によりますと、救急自動車による救急出動件数は、令和四年は過去最多になる見通しということでございます。消防庁が行った救急搬送困難事案に関わる状況調査では、令和四年八月第二週に、調査対象の五十二消防本部において六千七百四十七件になると言われています。東京消防庁では患者の搬送に三十五時間超の事例があったとも報道されております。

現場の消防救急に当たられている方からの御意見にありますけれども、救急車から電話して直接受け入れ機関を探すのではなくて、マッチングシステム、もうしっかりこれを構築していただいて、コロナ禍を踏まえたこのシステムの構築と、それからあわせて、消防力の整備指針の見直し、整備率の向上に向けた取組をしてほしいと強い要望が出されておりますけれども、総務省の見解を伺います。

#### ◆ 大臣政務官 中川貴元君 (総務大臣政務官)

お答えをさせていただきます。

救急搬送時の受け入れ医療機関の選定につきましては、地方公共団体において、システムを活用し、傷病者に係る医療機関との情報共有や医療機関に受け入れの一斉確認を行っている例が少なからずあると承知をしているところでございます。ただし、医療機関においてリアルタイムでの情報更新がされにくい状況にありますことから、医療機関の情報に変更がないかなど最終的な受け入れ可否の確認のために救急隊から医療機関に電話がなされてい

るのが実情であると認識をしているところでございます。

消防庁におきましては、これまでも、消防本部に対しタブレット端末等を用いた医療機関との情報連携の取組例の情報提供などに取り組んできたところでもございまして、引き続き、消防本部や厚生労働省等と連携をして緊急搬送の円滑化に向けて取り組んでまいります。

一方、各消防本部がその責任を果たすために必要な施設、人員の目標につきましては、消防組織法に基づき消防力の整備指針として定めているところでございます。同指針におきましては、救急隊の車両や人員について、各消防本部の人口規模に応じて定められた必要台数や人員数を基準に、高齢化の状況や救急業務に係る出動の状況等を勘案し目標値を設定することとしており、各消防本部はこれに基づき計画的な整備に取り組んでいるところでございます。

この中で、新型コロナウイルス感染症の流行下で救急搬送が逼迫する状況では、救急隊は予備の車両も活用するなどして対応していると承知をしているところでもございます。

引き続き、消防本部に対し車両や人員の計画的な確保を要請するなど、救急搬送体制の整備に取り組んでまいりたいと存じます。

#### ◆ 委員長 古賀友一郎君

時間が来ておりますので、おまとめください。

#### ◆ 吉田忠智君

はい。

ありがとうございました。是非、マッピン

グシステムがうまくいっている地域もあると聞いております。それを横展開していただいて、救急搬送されている方々の負担軽減をしっかりと図っていただきたいと思えます。

新型コロナウイルス対策の質問で終わって、新しい資本主義、予定しておりましたけ

れども、これ通常国会の方に回したいと思えますので、ちょっとまた内容を磨いて質問させていただきます。どうぞよろしく願います。

ありがとうございました。

## ◎第210回国会 参議院 憲法審査会 2022年12月7日

### ◆ 吉田忠智君

立憲民主・社民の吉田忠智です。

まず、参議院緊急集会について意見を申し上げます。

衆議院では、去る十二月一日の憲法審査会において、十一月十日、十七日、二回の審査会での緊急事態における議員任期延長に関する主な発言について、論点整理が衆議院法制局長から読み上げられました。

この論点整理なるものは、衆議院憲法審査会幹事会での議を経たものではなく、自由民主党の筆頭幹事から衆議院法制局に個人的に依頼されたものであり、憲法審査会の議論を既成事実化し、ミスリードするものであり、極めて問題です。立憲民主党の幹事からも厳しく指摘し、決してオーソライズされたものではないことを確認しています。

特に問題なのは、参議院の緊急集会について、参議院緊急集会が盛り込まれた当時の立法事実、先ほど川崎法制局長からも説明がありましたけれども、こうした立法事実を無視した偏った認識が披瀝されているということであり、参議院の意見も聞かずに別の院が勝手に決め付けていることに怒りを覚えます。

一九四一年に国会議員の任期を延長し、戦

争翼賛体制がつくられました。だからこそ、日本国憲法は緊急事態条項を廃し、国会議員の任期を明記し、緊急時の国会機能を果たさせるために参議院緊急集会が盛り込まれたのであります。参議院緊急集会は、条文上は解散時のみと読み取られますが、任期満了時への適用も有力説となっています。したがって、参議院緊急集会や繰延べ投票活用により、憲法改定による国会議員任期延長は不要であると考えます。

次に、参議院選挙区における一票の較差及び合区問題について法制局長に質問します。

先ほど小西筆頭幹事からも言及がございましたけれども、立憲民主党は、参議院選挙区における合区を解消し、都道府県単位の選挙区を維持すべきという立場です。これまでの憲法審査会での議論においても、今回を含め歴代の最高裁判決の基本的な考え方、法理を踏まえたときに、二院制における参議院の独自の役割や機能を考えて、それを果たさせるための、果たすための制度改革、具体的には、国会法改正により参議院に新たな委員会の設置などの機能を付加し、その機能を発揮するために都道府県選出の参議院議員が論理的に必要であると国民に対してきちんと説明がで

き、新たにつくった委員会の下で立法活動や行政監視活動などの機能発揮ができれば、違憲判決は回避できるのではないかとの見解が表明されています。

この点について、法制局長はどのような見解をお持ちか、また、どの程度の制度改革を行えば司法の判断に堪え得るか、伺います。

#### ◆ 法制局長 川崎政司君

お答えいたします。

まず、最高裁がどのような判断を示すかということにつきましては、最高裁、投票価値の平等の関係につきまして明確な基準を申し上げている、述べているわけでもございませんし、国会の対応を踏まえながら、どのような形での対応をするかということ踏まえながらの判断をしているところでございまして、そういうところからいたしまして、最高裁がどのような判断をするかというのはなかなか判断しにくい、私どもの方から申し上げるといことは難しいというふうに考えているところでございます。

したがって、どの程度の選挙制度改革をやれば最高裁が合憲と判断するかということにつきましても、私どもの方から申し上げ

ることは適切ではないというふうに考えております。

以上でございます。

#### ◆ 吉田忠智君

私が二点目に聞きましたのは、選挙制度改革ではなくて、いわゆる参議院の機能を高めるための制度改革についてお尋ねしたところでございます。いま一度答弁をお願いします。

#### ◆ 法制局長 川崎政司君

お答えをいたします。

参議院がどのような機能を果たしていくのか、独自性を発揮すべきかということでの制度改革について、最高裁が国会の裁量を認めてそれなりに好意的に評価するということあり得ると思いますが、それについて、投票価値の平等あるいは選挙制度との関係でどのような意義を認めるかということにつきましては、これは、最高裁、なかなかどのような判断するか見通しづらいというふうに思っているところでございます。

#### ◆ 吉田忠智君

ありがとうございます。

## ◎第211回国会 参議院 内閣委員会 2023年3月9日

#### ◆ 吉田忠智君

立憲民主・社民の吉田忠智です。どうぞよろしく申し上げます。

この後、河野大臣は衆議院の特別委員会で答弁に立たれるということでありまして、順番を入れ替えまして、通告の三番、賃金格

差の開示について、それから四番、非常勤職員の給与改定時期について先に質問をさせていただきます。

まず、賃金格差の開示について質問いたします。国家公務員給与における常勤職員と非常勤職員との格差に関する具体的な問題につ

いて質問します。

第一に、男女間の賃金格差の是正について、女性活躍推進法及び女性版骨太方針二〇二二に基づき、国についても開示が義務付けられていると承知しております。開示の時期及び府省庁等单位はどのようになっているのか、まず内閣人事局に伺います。

◆ **政府参考人 窪田修君**  
(内閣官房内閣人事局人事政策統括官)

お答えいたします。

公表時期につきましては、新たな年度が開始した後、前年度の実績についておおむね三か月以内に公表するものとしておりますので、初回の公表となる本年度につきましては、今年の六月末までに公表することを予定しております。

公表単位につきましては、原則として、女性活躍推進法に規定しております特定事業主である各府省やその外局ごとに、任期の定めのない常勤職員、任期の定めのない常勤職員以外の職員及び全職員の情報を公表することとしております。

◆ **吉田忠智君**

次に、河野大臣に伺います。

賃金格差の開示は、あくまでも、実態を把握した上で格差の要因を詳細に分析し、女性の処遇改善につながるためのものであることは女性版骨太方針が指摘するところであり、格差の要因が国家公務員給与における配偶者手当など制度に起因していることがないのか、あるいは運用の問題なのかを把握するために開示はできるだけ小さい単位で行う必要があると考えますが、河野大臣の見解を伺います。

◆ **国務大臣 河野太郎君**  
(国家公務員制度担当)

まずは、法律で規定をしております特定事業主であります各府省で開示をするという、開示の判断をするということになります。何分、今年度が初めてでございますので、今年度の結果を踏まえた上で公表単位をどのようにするのか判断をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

◆ **吉田忠智君**

今後のやっぱり具体的な格差を解消するための取組に資するためにも、これからやっぱりしっかり小さい単位での開示を是非進めていただくように要請したいと思っております。

ちょっと質問、その後の三の三、三の四、三の五は後に回させていただきまして、四番の非常勤職員の給与改定時期について質問をいたします。

昨年臨時国会におきまして、この当委員会の給与法改正法案の審議におきまして、非常勤職員の給与改定時期について、常勤職員と同じく四月に遡及すべきことを指摘をさせていただきました。その際、河野大臣には大変前向きな答弁をいただいたと承知をしております。

答弁では実態調査と各府省申合せの改定に言及されましたが、まずは、令和四年度給与改定における各府省の実態はどのようになっているのか、内閣人事局に伺います。

◆ **政府参考人 窪田修君**  
(内閣官房内閣人事局人事政策統括官)

お答えいたします。

昨年の給与法の改正を受けまして、非常職員の給与改定時期について把握いたすべく、

各府省に対して実態調査を行っております。回答内容は現在精査中ではございますが、例えば期間業務職員については、おおむね六割の府省が四月に遡って給与改正を行っているものと承知しております。

◆ **吉田忠智君**

次に、平成二十九年五月二十四日、人事管理運営協議会幹事会申合せの、遅くとも改正給与法施行の翌月から改定との申合せはどのように改正されることになるのか、内閣人事局に伺います。

◆ **政府参考人 窪田修君**

**(内閣官房内閣人事局人事政策統括官)**

御指摘の申合せにつきましては、申合せから一定期間が経過しておりますので、最近の物価・賃金情勢を踏まえ、非常勤職員の適切な処遇を確保すべく、申合せには、当面は遅くとも改正法の施行月の翌月の給与から改定するとの表現がございますが、それを削除できないか、現在調整を行っておるところでございます。

◆ **吉田忠智君**

河野大臣に伺いますが、令和四年度の非常勤職員の給与改定については、当該改定の予算上の措置を含めて改正給与法成立、施行の直前であったことは踏まえざるを得ません。令和五年度以降に関しては、是非臨時国会で、大臣、今答弁したとおり、常勤職員と同様にきっちり四月に遡及させるということで、先ほどの申合せの改定も含めてしっかり判断をして、具体的に四月に遡及されるようにしていただきたいと思いますが、河野大臣

の答弁を求めます。

◆ **国務大臣 河野太郎君**

**(国家公務員制度担当)**

四月からの遡及、これは徹底させなければいかぬと思っておりますので、今委員御指摘の申合せにつきましては、その方向で改正するように今事務方に調整をさせているところでございます。四月遡及が徹底できるように、これは内閣人事局と人事院、しっかり連携をしてやってまいりたいと思っておりますので、そこは徹底させます。

◆ **吉田忠智君**

明確な答弁をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、河野大臣、ここまで結構でございます。

◆ **委員長 古賀友一郎君**

河野国務大臣は御退席いただいて結構です。

◆ **国務大臣 河野太郎君**

**(国家公務員制度担当)**

ありがとうございました。

◆ **吉田忠智君**

続きまして、通告番号の七番、放送法の政治的中立性の恣意的な解釈が疑われた可能性がある事案について質問をさせていただきます。

今日は高市大臣に出席をいただきました。

私も、この総務省が公表した、最初に小西洋之議員が提示をされまして、その後、総務

省が公文書として、行政文書として認められたこの文書、全部読ませていただきました。当時官邸におられた礒崎総理補佐官が主導されて、そして総務省に働きかけて、まあ結果的に、結果的にですよ、自民党の議員さんが総務委員会で質問されて、で、高市大臣が答弁をされて、従来の放送法四条の解釈よりも踏み込んだ答弁をされたというふうに理解しております。小西洋之議員の三月三日、それから昨日の三月八日の予算委員会での議事録も私も読ませていただきました。

一連のそうした経過について、まずは高市大臣としてどのように受け止められておられるのか、まず伺います。

◆ **国務大臣 高市早苗君**  
(内閣府特命担当大臣《科学技術政策、宇宙政策》)

まず、私に係る四枚については、何度もしっかりと熟読をいたしました。書かれてあった内容、これが間違いであるということから、私は真実ではない、つまり、ありもしなかったことをあったかのように書かれている捏造だと、まあ少し言葉はきついです、そのように申し上げました。

それから、先生のお時間を取ってしまいますので、一つ一つ申し上げていいのかどうかと。一部だけ申し上げましょうか。

◆ **吉田忠智君**

いや、じゃ、簡潔にやってください。

◆ **国務大臣 高市早苗君**  
(内閣府特命担当大臣《科学技術政策、宇宙政策》)

あっ、そうですか。

例えば、日付が入っているもの、一つだけございますけれども、しかし、この大臣レク結果（政治的公正について）というもの、補佐官からの伝言を私に伝えたようになっているのですが、礒崎補佐官が放送法に興味をお持ちだったり、放送の原課とやり取りがあったというようなことについては、私は全く知りませんでした。今年三月一日ぐらいに、小西委員がこの資料を記者さんたちに配付されたということで、私にも通告が参りました。そのときに初めて礒崎さんの名前を知りました。ですから、このレクそのものも、とても内容がおかしいと思ったり、おります。下に書いてある様々なことも、私が言うはずもないことがたくさん書かれております。

そしてまた、「大臣レクの結果について安藤局長からのデブリ模様」というところもおかしいです。参事官に対して今井総理秘書官経由で総理と私がお話しできるように指示と書いてありますが、安倍総理に対して何か特に急用があるときには私自身が安倍総理の携帯に電話をし、お出にならないときには、安倍総理にメールを残したり、若しくは今井秘書官に、安倍総理が車などで移動されるときにお話しできる時間があつたら教えてくださいというようにしておりましたので、ここもおかしいですし、「高市大臣と総理の電話会談の結果」、これも高市大臣から総理に電話（日時不明）と書いてあります。また、総理から実際に問題意識を持っている番組を複数例示の後にクエスチョンマークが付いていて、「サンデーモーニング他」と書いてあるんですが、民放の番組の具体的な名前について、私、安倍総理から何かお話を伺ったこと



はございません。これ、作成者も不明、で、電話した日時も不明、で、複数例示。番組を複数、安倍総理が番組を複数例示となっても、その後にクエスチョンが付いている。もう全く意味が分かりません。電話のやり取りを何で役所の人がメモに取れるのかも理解できません。

「山田総理秘書官からの連絡」、これも作成者不明でございます。で、高市大臣から総理か今井秘書官に電話があったようだ。じゃ、私は一体どちらに電話をしたんでしょうか。全く特定できてない。あったようだ。

これを、結局、正しい文書であると、正確な文書であると言われてしまったら、私は本当にどうしようもないです。作成者不明、日時不明、こういったものについて、私はこれを立証することもできないですし、勝手に作られたメモだと思いました。

そして、磯崎さんからの働きかけによってこの私の答弁が何か変わったかのように言われておりますけれども、それも違います。磯崎さんという名前は今年三月になって初めて聞きました。で、誰かから働きかけを受けて答弁を作るということとはございません、私自身がです。

原課と磯崎さんの間で何かあったのかもしれませんが。仮にやり取りがあったとしても、そうすると、当時の大臣室も私も完全にスルーされていたということになります。この文書の配付先からも大臣室は抜けている、事務次官も抜けている、そういう状況でございますので、完全にそのやり取りからスルーされていたんだらうなということでございます。

答弁に関しては責任を持ちます。前の日の

夜に送られてきた原課からの案にペンを入れてやり取りをした、それは毎回そうしておりますので、それは分かりますが、ただ、この文書四枚については、明らかに正確なものじゃないと断言ができます。

#### ◆ 吉田忠智君

昨日の予算委員会の議事録を読みましたが、総務省、総務大臣、それから総務省の事務方の皆さんもですね、総務省の職員が捏造などをするはずがないと一般論で言いながら、関係者に対する確認はなかなか取れていないと言ったんですかね、それは申し上げられないということで、はっきり関係者が証言していただければ、これは白黒はっきり付くわけでありましてけれども、まあそれを待ちたいと思いますが、今日ちょうど同時刻に、総務委員会で総務大臣あるいは官僚の皆さんにも同僚議員が質問をしておりますので、放送法の解釈の問題であるとか、総務省に対する見解求めるのはもちろんそちらに委ねたいと思いますが、ここは内閣委員会でございますので、公文書を所管する内閣委員会として、その観点から何点か、今日は参考人にも来ていただいておりますので、質問をしたいと思っております。

まず、公文書管理法における行政文書の位置付けについて、参議院法制局、そして内閣府公文書管理担当に伺います。

#### ◆ 法制局参事 加藤敏博君（第一部長）

お答えいたします。

公文書等の管理に関する法律でございますけれども、公文書等の管理に関する基本的な事項を定めること等によって、行政文書等の

適正な管理等を図るということを目的としている法律でございますが、この法律におきまして、行政文書は公文書等の一類型として位置付けられてございます。

また、行政文書でございますけれども、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいうということにしています。一部例外はございますが、以上でございます。

#### ◆ 政府参考人 笹川武君

##### (内閣府大臣官房総合政策推進室室長)

お答え申し上げます。行政文書の定義でございます。

今別途答弁ありましたとおり、公文書管理法の第二条第四項におきまして定義が置かれています。要件としては三つございまして、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書である、それから、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、三番目、当該行政機関が保有しているものをいうということになっております。したがって、以上の三つの点を全て満たすものが行政文書である、そのように理解しております。

#### ◆ 吉田忠智君

今般の今議題になっております行政文書は公文書と言えるかどうかにつきまして、法制局、それから内閣府にお伺いをいたします。

#### ◆ 法制局参事 加藤敏博君 (第一部長)

お答えします。

私ども参議院法制局は、参議院議員の立法的

な、立法活動について法制的な補佐を行うということをお尋ねのものを、具体的な事案について、私ども詳細を把握しておりませんので、問題となっている文書が行政文書に該当するかどうか、公文書に該当するかどうかについてのお答えは差し控えさせていただきます。

#### ◆ 政府参考人 笹川武君

##### (内閣府大臣官房総合政策推進室室長)

お答え申し上げます。

公文書等という言い方を法律上しておりますけれども、行政文書は公文書等の管理に関する法律の中に規定する公文書等に含まれるものというふうに考えております。

#### ◆ 吉田忠智君

それでは、行政文書の内容について、個人名が記載されているその当事者が異議を申し立てた場合にどのように取り扱うべきかについて、参議院法制局、それから内閣府公文書管理担当に伺います。

#### ◆ 法制局参事 加藤敏博君 (第一部長)

公文書等の管理に関する法律に限って申し上げますと、今お尋ねのようなケースについて、何か特段の規定が設けられているということではございません。

#### ◆ 政府参考人 笹川武君

##### (内閣府大臣官房総合政策推進室室長)

お答え申し上げます。

一般論といたしまして、行政文書には、それぞれの行政機関が責任を持って管理することになっております。したがって、行政

文書に記載された内容にもし異議が申し入れられたということがあれば、その場合の取扱いについては、それぞれの業務、それから文書管理に責任を有する各行政機関において適切に判断されるべきというふうに考えております。

#### ◆ 吉田忠智君

内閣府としては、今回の事案は総務省の方で適切に判断してもらいたいということで受け止めました。

次に、過去、行政文書に対して、それに記載された個人が異議を唱えた実例があるか、実例があるとすればその対処がどのように行われたのか、国立国会図書館に伺います。

#### ◆ 国立国会図書館専門調査員 塩田智明君

お答え申し上げます。

お尋ねの実例としましては、警察庁の管理する行政文書である犯歴情報データベースに誤った犯歴が十六年間登録され続け、それが利用されて頻繁に捜査、起訴されたことにより精神的苦痛を受けたことに対する国家賠償責任が認められた裁判例などがあります。

以上でございます。

#### ◆ 吉田忠智君

今日、高市大臣から、その言った言わない、捏造であるか事実であるか、これからやり取りしても多分切りがないと思うんですが、私はやっぱり、今回の一連の経過、この文書を読まさせていただいて、やはり権力を持つ側は、政権を持つ側はできるだけ批判されたくない、そういうインセンティブが働くのは私は当然のことだろうと思います、当

然のことと言っちゃ言い過ぎかもしれませんが。

それはある意味ではそういうこともあるのかなと思いますけれども、しかし、今回のようなことが絶対あってはならない、二度と繰り返してはならないというためには、今回の事案をそのままやむやにすることはありませんので、やっぱり磯崎補佐官、それから関係した総務省の職員の皆さんにはしっかり国会の場に出ていただいて真実を語っていただきたい、それしかないと思っております。

そこで、まず高市大臣にお伺いをいたしますが、まずというか、もう余り長々とこの問題やるわけにいきませんので質問いたしますが、高市大臣として、蚊帳の外に置かれたというような先ほど答弁というふうに私受け止めましたけれども、しかし、総務大臣でございます。そのときの、この行政文書が作られたときの所管大臣としての責任をどのように感じておられるのか、そのことについて伺います。

#### ◆ 国務大臣 高市早苗君

(内閣府特命担当大臣《科学技術政策、宇宙政策》)

この行政文書とされたものが作られたのが平成二十七年のことだと承知をいたしております。

いわゆるモリカケ問題と言われるようなこともあって、その行政文書への信頼性、こういったものが損なわれたということで、平成二十九年にガイドラインができて、各省に、行政文書を作るときには、相手方にもちゃんと確認をするとか、二人以上で確認して、文書監理官がちゃんと保存するとか、いろいろ

ルールが、詳細なルールができたと言った記憶をいたしております。

これはその前のこととございます。それで、私は大臣ですから当然全てに責任があると思っておりますが、ただ、この私に関する文書は、私に対して確認も取られていないし、配付先からも外されています。それから、当時のここに名前が書かれてある大臣室から同席した者二人にも確認をいたしました。その磯崎補佐官からの伝言のあるような、そういった類いのお話でレクに来られたことはないと言っております。

それで、じゃ何でこういう文書が、情報流通局かこの放送政策課かどっちか分かりませんが、そういったところのフォルダに入っていたのかと、それをなぜ当時大臣室からチェックできなかったのかということを知りましたら、大臣室からであっても、他の局そしてまた他の課のフォルダというのは、電磁的に保存された文書のフォルダというのは開けない仕組みになっているということで、当時もしもそのフォルダにこういう文書が保存されたということが大臣室で分かれば、当然抗議もしていたし、これはおかしいだろうという話ができただけでも、残念ながら開けなかったということとございます。対応のしようがなかったということとございます。

でも、私は、総務省の職員、優秀な方も多いと思っております。足掛け四年働かせていただいて、愛情も持っています。でも、こんな不正確な文書が保存されていたということについては本当に残念に思います。

#### ◆ 吉田忠智君

残念に思うだけじゃなくて、責任は痛感さ

れていますか。

#### ◆ 国務大臣 高市早苗君

(内閣府特命担当大臣《科学技術政策、宇宙政策》)

今申し上げたとおりでございます。私に確認の取りようがなかった、配付先からも外されていた、大臣室から他局のフォルダは開けない、この中で、こういったことがあったということについては本当に残念に思います。

ただ、その責任と言われましても、その確認のしようほどのような手段を用いてもなかったということとございます。今回初めてこのような文書が保管されていたことを知りました。

#### ◆ 吉田忠智君

監督責任を言及されなかったのは大変残念でございます。これから実態解明、再発防止に向けてしっかりまた議論を進めていきたいと思っております。

最後に、委員長にお願いですが、公文書を所管するこの内閣委員会として、是非内閣府には今回の事案の対処についての考え方を文書で提出していただきたいと思っておりますので、理事会においてお取り計らいをお願いします。

#### ◆ 委員長 古賀友一郎君

後刻理事会で協議いたします。

#### ◆ 吉田忠智君

以上で高市大臣に対する質問は終わりますので、退席して結構でございます。

◆ **委員長 古賀友一郎君**

高市国務大臣は御退席いただいて結構です。

◆ **国務大臣 高市早苗君**

(内閣府特命担当大臣《科学技術政策、宇宙政策》)

ありがとうございます。

◆ **吉田忠智君**

次に、賃金引上げの課題について後藤大臣に質問させていただきます。

お手元に私の資料、金びょうぶに岸田総理が立って、これ年頭会見されておられます。この資料を付けさせていただきました。現下の異常とも言っている物価高でございます。賃金引上げが至上命題ということで岸田政権を挙げて取り組まれております。今、連合もいよいよ春闘の大詰めで頑張ってくださいしております。大企業のみならず中小企業がやっぱり価格転嫁をいかに円滑に進めていくのか、そうしたことも課題であると、そのように思っております。

そこで、我が国の賃金について、これまでのどちらかという新自由主義的な経済政策により様々な格差が拡大してきたと、そのように言わざるを得ないと思っております。大企業と中小企業の格差、男性と女性の格差、地域の格差、地域間の格差などですね。こうした賃金引上げ、そして格差を解消することも賃金引上げと併せて大変重要な課題と、そのように思っております。

そこでまず、一の一はちょっと飛ばさせていただいて、二番の公共セクターで働く労働者の問題について質問させていただきます。

お手元の年頭会見、総理の冒頭の発言でも、施政方針演説でも取り上げられましたけれども、公共セクターや政府調達に参加する企業で働く方の賃金を引き上げますと言われました。総理が指摘している政府全体の賃上げの対象である公共セクターで働く労働者とは具体的にどのような職種、事業者を対象としているのか、後藤大臣に伺います。

◆ **国務大臣 後藤茂之君**

(内閣府特命担当大臣《経済財政政策》)

賃上げは岸田政権の最重要課題でございます。総理の施政方針演説でも、今、吉田委員から御指摘のとおり、総理も述べられたとおりでございます。賃金引上げの推進に当たっては、民間部門だけではなく、官民挙げた取組が重要であるというふうに認識しております。

そして、御指摘の公的セクターの賃上げとしては、公的に価格が設定されている保育、介護などの分野においても、制度に応じて民間給与の伸びを踏まえた改善を図るとともに、見える化を行いながら、現場で働く方々の処遇改善や業務の効率化、負担軽減を進めていく必要があります。さらに、政府調達に参加する企業で働く方の賃上げに向けても、建設業の設計労務単価等の引上げ等も行っているわけであります。

いずれにしても、それぞれ具体的には、それぞれの制度所管の役所におきまして具体的に検討を進めていくというわけでございますけれども、先生のお尋ねにもう一度分かりやすく縮めてお答えするとすれば、保育、介護、障害などといった公定価格で定めた対応の部分が主となるものでございます。

## ◆ 吉田忠智君

今、後藤大臣は、保育、介護、障害など、いわゆる公定価格を検討して引き上げていく、それから設計労務単価を引き上げていくということでございますが、極めて限定的であります。

公定価格という言葉も、私も、総理の記者会見、それから施政方針演説でわざわざ使われておられますので、そういう意味では、もっと広い形での何とか検討しているんじゃないかと、そういう、思いましたけれども、ちょっとまだ、もちろん介護、保育に従事する方々の引上げというのは極めて重要でございますし、人材確保の観点からも早急に大幅に引き上げていただかなければなりません。

また、建設関係の設計労務単価についても逐次引き上げられてきましたけれども、現場で働く皆さんにはなかなかそれが反映されていない。下請構造ということもあるんだろうと思いますけれども、元請のところには行っても、だんだんピンはねされて最後の働く人にはなかなか引き上がっていかない、そうした問題もあるわけでありましてけれども。

改めて、やっぱり公的セクターというものをもっと広げて、国家公務員については人事院勧告というものがありますからもちろん限界がありますけれども、それをやっぱりある程度役所が主導して、政権が主導して引き上げていかなければならないと思いますけれども、その点について見解を伺います。

## ◆ 国務大臣 後藤茂之君

(内閣府特命担当大臣《経済財政政策》)

御指摘の公的セクターの対象につきましては、先ほども述べたとおり、公的に価格が

設定されている保育、介護などの分野等が該当するものと承知しております。独立行政法人、特殊法人、非営利型の法人等については、その設置法等におきまして、給与の設定の仕方等が定まっているものもあります。

岸田政権が最重要課題として推進をしております賃上げについては、この民間部門だけではなくて、官民を挙げて取組をしていくことが重要だというふうに考えておりますので、具体的には、それぞれの制度を所管する関係省庁において具体的に検討を進めていくということになっていくと思います。

## ◆ 吉田忠智君

例えば、公的セクターと言われる中に、先ほど独立行政法人とか非営利特定法人とかいうことの言及が後藤大臣ありましたけれども、例えば、政府関係法人にあっても、あそこ、それは労働三権が保障されているということなんですけど、やっぱり、そういう特殊法人や独立行政法人に働く方々の声を聞きますと、国家公務員準拠だと。人事院勧告が出されて、その扱いが決まらなければなかなか賃金引上げの議論ができないと、交渉ができないという声が、一部にはやっているところありますよ、四月からね。

だから、そういう、その点はいかがですかね。そういう、だから政府の努力によってできるところはあるんですよ。

## ◆ 国務大臣 後藤茂之君

(内閣府特命担当大臣《経済財政政策》)

今、吉田先生からの的確な分析をしていただきながらの御議論なので、国家公務員等については、これは民間準拠ということで、人事

院勧告を踏まえて民間準拠でそれを的確に変えていく、そのことが三権の一部が制約されている公務員の労働基本権の担保になっているというのが枠組みだと思います。

それから、例えば、先ほどちょっと申し上げましたけれども、独立行政法人等については、独立行政法人通則法に基づきまして、国家公務員の給与等を考慮して定め、所管大臣に届け出るとか、特殊法人等については個別法で社会一般の情勢に適合して判断とか、そういう形になっておりました、公務員の給与の設定に従って、できる限り公的な、そういう意味での設定についても、それが波及していくことが望ましいというふうに考えておりますけれども、その一つ一つのことについて言えば、そういう仕組みもありますから、そういう仕組みに依じて的確に努力をするというふうに考えております。

保育所につきましても、公的に価格を設定するときに、国家公務員の人事院勧告に基づく給与改定に伴いまして準拠という形のルールになっておりますので、令和四年の人事院勧告に従いまして、補正予算で保育士等の給与についても二・一%の引上げを行っております。

こうしたような形でできる限り織り込むとともに、全体としての方向を官民一体として引上げができる、そういう努力を進めていきたいというふうに思います。

#### ◆ 吉田忠智君

後藤大臣の答弁を聞きまして、私も議論させていただきまして、確かに、せっかく岸田総理が公的セクターに引上げをして、いわゆる賃金引上げの流れを引っ張っていくと。そ

ういう意味では、政府として私は努力する、できる余地が相当あるのではないかというふうに改めて実感をいたしました。具体的にできることをしっかり列挙して、そして人事院勧告を待たずにできる部門もたくさんあるはずですから、その辺のところは是非努力をしていただきたい。

今までの慣行でなかなか人事院勧告を待たなければできないというところもありますが、政府の判断、呼びかけでできる面もありますから、その点は是非御努力をいただきたいと思いますが、答弁をお願いします。

#### ◆ 国務大臣 後藤茂之君

##### (内閣府特命担当大臣《経済財政政策》)

賃上げはまさに官民挙げた取組として重要だというふうに考えておりますので、公的に価格が設定されている保育、介護などの分野においても、制度に応じまして民間給与の伸びを踏まえた改善を図るとともに、しっかりと見える化を行いながら、現場で働く方々の処遇改善や業務の効率化、負担軽減も併せて進めていく必要があるというふうに思っております。

人事院勧告の基となる民間部門の賃上げそのものも、これがまあ本丸でもございまして、その部分については、もう今日はお尋ねではありませんので改めて繰り返しませんけれども、その部分については、しっかりと生産性向上支援と価格転嫁等の観点からの政策を総動員することで具体的な賃上げに向けたしっかりとした対応を取っていく、価格転嫁政策についても、パートナーシップ構築宣言、中小事業等のしっかりとした転嫁を担保するための名前公表を始めとした新しい積極

的な取組も含めて、根っことなる民間の給与も含めてしっかりやらせていただきたいと思っています。

#### ◆ 吉田忠智君

もちろん、民間給与の後押しですね、政策的な部分で税制も含めて私はまだまだ不十分だと思っておりますが、それも含めてしっかり御努力をいただくようお願いしたいと思います。

後藤大臣はここまで結構です。

#### ◆ 委員長 古賀友一郎君

後藤国務大臣は御退席いただいて結構です。

#### ◆ 吉田忠智君

それでは、続きまして、あちこち行って恐縮ですが、通告の五番目、まず陸上自衛隊日出生台演習場での日米訓練について、日米共同訓練について質問します。

二月十六日から大分県の日出生台演習場で、陸上自衛隊と米海兵隊による共同訓練、アイアン・フィスト23が行われました。二月二日に演習場のある大分県玖珠町で行われた住民説明会では、オスプレイの安全性、同一年度内に二回訓練を行うこと、夜間の射撃時間の問題などの意見が寄せられたと聞きました。また、一月二十七日には九州防衛局から関係自治体に説明も行われました。

日出生台の訓練は既に終わったということですが、訓練がどのように行われたのか、住民への説明はどのように行われたのか、そして地元自治体と交わってきた合意事項は守られたのか、まずは御説明をお

願います。

#### ◆ 大臣政務官 小野田紀美君 (防衛大臣政務官)

陸上自衛隊は、本年二月十六日から三月十二日の間、米海兵隊との共同訓練、アイアン・フィスト23を実施し、その中で、二月十六日から二月二十八日の間、日出生台演習場において日米共同の着上陸訓練等を行いました。具体的には、日米のヘリコプターやオスプレイを使用した空中機動による着上陸訓練、日米共同での陸上戦闘訓練、戦闘射撃訓練及び陸自単独でのパラシュート降下訓練を実施いたしました。

また、訓練の内容についてはあらかじめ関係自治体等に説明をしております。具体的には、九州防衛局から本年一月二十七日に関係自治体に対し説明を実施し、また二月二日には玖珠町において住民説明会を実施いたしました。

先生御懸念の地元自治体の合意は守られたのかというところでございますけれども、訓練の実施に当たっては、日出生台演習場の使用に係る協定書の内容等、地元自治体との合意事項を遵守して、安全管理と行動規範の徹底に万全の措置を講じて実施いたしました。

#### ◆ 吉田忠智君

共同訓練に使われたオスプレイの飛行ルートとその理由を御説明ください。

#### ◆ 大臣政務官 小野田紀美君 (防衛大臣政務官)

本訓練において、陸自オスプレイは人員及



び物資の輸送等のために、木更津駐屯地から高遊原分屯地を經由し、日出生台演習場、徳之島及びその周辺空域を飛行いたしました。米軍オスプレイについても、人員及び物資等の輸送等のために、岩国飛行場を拠点とし、日出生台演習場、徳之島及びその周辺空域を飛行いたしました。

これ以上の詳細な飛行ルートについては、運用に関することであり、お答えできないことを御理解いただきたいと思えます。

なお、陸自オスプレイ、米軍オスプレイ共に、訓練の所要に基づき、その時々気象や地域の実情を踏まえて、関係法令に基づき、最も適切なルートを選ぶこととしております。

#### ◆ 吉田忠智君

今回の訓練は、日出生台のほかにも山口県の岩国飛行場、熊本県の陸上自衛隊高遊原分屯地、鹿児島県の徳之島と喜界島、沖縄県のキャンプ・ハンセン等でも行われると防衛省は資料を提出をさせていただきました。

これほど広範囲にわたる訓練を行う理由は何か、伺います。

#### ◆ 大臣政務官 小野田紀美君 (防衛大臣政務官)

今回のアイアン・フィスト23は、日米共同での空中機動を含む着上陸訓練や、着上陸を行った部隊による陸上戦闘訓練等を行うこととしていたところでした。

その上で、これらの訓練項目を実施するために、陸上戦闘訓練に必要な一定の地積を有する演習場、各種射撃訓練が可能な演習場及び訓練に使用する航空機を整備、駐機するた

めの航空基盤などが必要であったことを踏まえ、今回御説明している場所における訓練を実施したものでございます。

#### ◆ 吉田忠智君

そもそも、私も大分在住、大分県在住でありますけれども、日出生台での演習は、沖縄県の県道一〇四号線越えの実弾射撃訓練の全国五か所に分散移転されたものでありまして、沖縄の負担軽減という観点から地元としてもやむなく受け入れているというものであります。

しかし、現在の状況を見ますと、本来の訓練移転の趣旨から逸脱しているのではないかと。あるいは、沖縄でもやっていなかった新たな訓練が行われているのではないかと。また、日米共同の着上陸訓練、火力誘導訓練、戦闘射撃訓練など、誰の要請で何の目的で行うのかという、地元ではそういう懸念が広がっているわけでありましてけれども、その点についての見解を伺います。

#### ◆ 大臣政務官 小野田紀美君 (防衛大臣政務官)

沖縄県道一〇四号線越え実弾射撃訓練については、沖縄県の負担軽減を図るため日出生台演習場を含む本土五演習場において分散実施しているところであり、日出生台演習場においては令和四年四月に実弾射撃訓練を実施いたしました。

アイアン・フィスト23については、厳しい安全保障環境を踏まえ、陸上自衛隊の水陸両用作戦に必要な着上陸や火力誘導、戦闘射撃等の戦術技量の向上や日米の相互運用性の向上を図ることが極めて重要であることから、

米側と調整の上、防衛省・自衛隊が主体的に判断し、実施したものでございます。

#### ◆ 吉田忠智君

私も地元でこの日出生台の演習場の訓練については関わってまいりました。大分県と関係三市町の皆さんとも連絡を取りながらやってきまして、あくまでも大分県も三市町もやっぱりこの演習はやめてもらいたいと、縮小をしていただきたいという基本的な考え方でございます。それから、演習をする連絡も非常に遅いということも指摘をされておりますので、そういう考え方だけは今日申し上げておきたいと思えます。

是非これからも早い時期にこの通知をしていただいて、そして、この日出生台における演習ができるだけ少なくなるように、縮小に向けて御努力をいただきたいと、そのことを改めて強く申し上げたいと思えます。

次に、大分県、青森県への大型弾薬庫新設について質問をいたします。

報道によりますと、政府は二〇二三年度に大分県の陸上自衛隊大分分屯地、青森県の海上自衛隊大湊地方総監部にそれぞれ二棟ずつ新たな弾薬庫を新設するとされています。今後、全国の他の地域にも同様の施設を造っていくことも検討しているようでありますけれども、全国、最終的には十年後百三十か所ですか、というふうに報じられ、この前の質疑でもありましたけれども、今回なぜ大分県と青森県の二か所になったのか伺います。

#### ◆ 大臣政務官 小野田紀美君 (防衛大臣政務官)

国家防衛戦略等において、自衛隊の十分な

継戦能力の確保、維持を図る必要があることから、必要十分な弾薬を早急に保有することというふうにしております。このため、弾薬の取得量に見合う火薬庫の確保を進めることとしておりまして、令和五年度予算案では陸上自衛隊大分分屯地や海上自衛隊大湊地方総監部における火薬庫等の新設に係る経費等を計上しております。

両施設は、部隊運営上の利便性、自衛隊用地内での地積の有無、保安距離の確保の可否等を総合的に勘案した結果、整備を行うことといたしました。

#### ◆ 吉田忠智君

この大型弾薬庫にミサイル、弾薬があるとなれば、もし有事の場合は攻撃対象になりかねません。周辺住民は安全性を危惧していませんけれども、安全対策と住民への説明は今後どのように行うのか伺います。

#### ◆ 大臣政務官 小野田紀美君 (防衛大臣政務官)

防衛力整備計画では、国家防衛戦略に従い、火薬庫を始めとする自衛隊施設の強靱化等により、我が国への侵攻が生起する場合には、これを阻止、排除できるよう防衛力を強化し、粘り強く戦う態勢を確保していくこととしております。

こうした防衛力の抜本的強化に向けた取組の目的は、あくまで力による現状変更やその試みを許さず、我が国への侵攻を抑止することであり、防衛力の抜本的強化により武力攻撃そのものの可能性を低下させていくことというふうに考えております。

また、火薬庫の設置に当たっては、火薬類

取締法等の関係法令に基づき、十分な保安距離を確保し、適切に整備を行ってまいりたいというふうに思います。

そしてまた、住民の皆様にも様々な形で情報提供させていただきたいと思っております。

#### ◆ 吉田忠智君

この大型弾薬庫の設置は、いわゆる防衛三文書の見直し、日本の防衛政策の大幅な転換、これに基づいたものでございます。今審議されております来年度予算においても、全体が六%の伸びである中で防衛費は二六%の伸びと。行く行くは、もうこれ、防衛三文書にも盛り込まれておりますけれども、GDPの二%、十一兆円まで防衛費を増やしていくと。防衛費十一兆円というと、御案内のとおり、アメリカが百兆円、中国が三十兆円、世界で三番目の防衛費、軍事費、防衛大国になってしまうわけであります。

その一環の中での今回の弾薬庫設置ということでありまして、基本的にそのことについては昨年臨時国会が終わった後に閣議決定されたという、議院内閣制の下での、後ほど水野議員がこのことについて取り上げますけれども、閣議決定そのものの在り方についても疑問を呈さざるを得ませんけれども、いずれにしても、この大分の分屯地、私も近くをよく通りますけれども、周りはもう住宅団地です。今回の報道があつて、地元の皆さんも大変心配をしております。

基本的に、この基となる今回の防衛三文書、防衛政策の見直しそのものが問題であるということと併せて、地域住民の皆さんの不安を解消するためにしっかり努力をしていた

だく、いただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

